

司書養成科目の構成構造とその関係性の考察

－司書課程の経営の視座から－

Studies for Composition Structure and Relationship of Curriculum for Librarian Training – A View point from Librarian Course Management Perspective –

北 克一[†], 杉本 節子^{††}

KITA Katsuichi[†], SUGIMOTO Setsuko^{††}

概要: 1996年8月28日、文部省（現文部科学省）は「図書館法(昭和25年法律第25号)第6条2項の規定に基づき、図書館法施行規則の一部を改正する省令」(文部省令第27号)を公布した。いわゆる省令科目の変更である。省令改訂後においても10年間を経過し、構造的な問題点以外にも、カリキュラムの内実が特に情報基盤及びその上で提供されている情報メディアの大きな環境変容に対応しておらず、こうした面でも教育内容の不断の見直しが求められている。本稿では、図書館員養成教育に焦点をおき、いわゆる講習科目の規定範囲枠において一部に大学としての裁量を想定しつつ、その展開の可能性を考察するものである。

The Ministry of Education issued a “Ministry ordinance for revision of enforcement regulation of Library law based on the prescriptions in the Article 6, Term 2 of Library Law (25th Law in 1950)” on the 28th, August, 1996. It is the so-called change of library curriculum. Although, 10 years have already passed since its change, but the structural problems are not yet solved, nor the real content of curriculum has changed in spite of the big change of information media environment. In this connection, constant reviews for the content of education curriculum are requested. In this article, while focusing on librarian training, the development possibilities of the so-called education curriculum are studied, considering regulatory framework and partly the college discretion.

キーワード 司書養成科目, 司書課程, 図書館経営, LIPERII

Keyword Curriculum for Librarian Training, Librarian Course, Library Management, LIPERII

1. はじめに

1996年8月28日、文部省は「図書館法(昭和25年法律第25号)第6条2項の規定に基づき、図書館法施行規則の一部を改正する省令」(文部省令第27号)を公布した1)。いわゆる省令科目の変更である2)。

直接には、司書・司書補講習に関わる改訂であるが、図書館法第5条2項に基づく「大学において図書館に関する科目」の定めがないことより、司書課程科目を司書講

習科目に依拠している多くの大学は、これへの対応を余儀なくされた3)。例えば、根本はこうした構造を次のように批判している4)。

つまり問題は、教員や学芸員と異なり、大学での専門的司書養成がきちんと制度化されないままに50年以上が経過していることである。現在大学で行われているいわゆる司書課程は、司書講習に見立

[†] 大阪市立大学学術情報総合センター兼創造都市研究科

^{††} 大阪市立大学創造都市研究科

てて行われている変則的なものである。

さらに上記の結果が次の問題点を温存しているとする。

① 図書館情報学の専門教育を行う大学と司書課程や司書教諭課程のみの大学に分離しているながら、同じ資格しか出せないこと

② 後者の大学に所属している教員の図書館情報学における研究生産性が一般的に低いこと

③ 大学院博士課程をもつところがさらに一部の大学に限られ、研究者養成体制が弱体であること」。

しかし、三輪「ほか」による「大学における司書・司書教諭教育の実態」調査では、次のような報告がなされており、その実施の実態は大きく離散している 5)。

3.2 カリキュラムの特徴(1)司書資格必須単位

司書資格必須単位数が省令科目 20 単位のみケースが 33 大学(17.7%)、21-24 単位が 72 大学(38.7%)、25-29 単位が 56 大学(30.1%)、30 単位以上が 23 大学(12.4%)であった。

このように省令改訂後においても 10 年間を経過し、上記の歴史経過及び構造的な問題点以外にも、カリキュラムの内実が特に情報基盤及びその上で提供されている情報メディアの大きな環境変容に対応しておらず、こうした面でも教育内容の不断の見直しが求められている。

さらに根本の指摘にあるように、現在の図書館学教育は、学問領域(discipline)としての教育、図書館員養成教育、図書館利用教育(情報リテラシー教育)、現職者の再教

育の内容が混在している現状にある 6)。

本稿ではこれらの内、図書館員養成教育に焦点をおき、いわゆる講習科目の規定範囲枠において一部に大学としての裁量を想定しつつ、その展開の可能性を考察するものである。

2. 司書養成科目間の関係構造化試案

本章では、<司書>養成科目間の関係構造を探りたい。その手がかりとなるのが、文部省生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会による『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について』(以下、『改善方策』)である。

『改善方策』では、本文において次のように司書養成科目の改善内容を提言している。少し長文になるが、引用で示す。

以上から、司書講習の養成内容を、次のように改善・充実することが適当である。

生涯学習時代における基本的養成内容として「生涯学習概論」を新設し、生涯学習及び社会教育の本質について理解を深める内容とする。

生涯学習社会における図書館という視点を重視して、「図書館経営論」を新設し、図書館の管理、運営等に関する内容により構成する。

今日の情報化社会に対応するため、「情報サービス概説」、「情報検索演習」を設置し、情報関係科目の充実を図る。

子どもの読書の振興にかんがみ、「児童サービス論」を設置し、充実を図る。

図書館を取り巻く社会の変化に的確に対応できるよう「図書館特論」を新設し、図書館における今日的な諸課題に即応する内容により構成する。

選択科目を整理するとともに、必須科目を拡大する。

総単位数は、現行の一九単位から二〇単位以上に一単位増やす。

このように『改善方策』において、司書養成科目の新しい展開がその背景認識と共に示されている。また、『改善方策』では、以上を整理した「司書養成科目の改善」が付されている(表1参照)。しかし、この表1では「ねらい」や「内容」は一定程度把握できるものの、科目間の構造的な関係性が明確ではなく、科目相互間の重複なども懸念がされる⁷⁾。

そこで、筆者達の授業実践とそこからの経験、討議に基づいた科目間の構造(試案)を以下に提示したい。この目的は、1)科目間の教育内容の重複整理、2)科目間の時系

列な教育課程の探求、の2点にある。(図1参照)。

2.1 構造化図試案

図1の構造化図(試案)では、司書養成科目を大きく3区分とした。第一の категорияは、図書館に関する概説関係科目群であり、第二の categoria は、資料・情報を対象とする科目群である。最後の科目 categoria は、人(利用者)に対する科目群として構造化を行った。

表 1 司書養成科目の改善

科目名	単位数	ねらい・内容
生涯学習概論	1	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る。 1) 生涯学習の意義 2) 生涯学習と家庭教育、学校教育、社会教育 3) 生涯学習関連施策の動向 4) 社会教育の意義 5) 社会教育の内容・方法・形態 6) 社会教育指導者 7) 社会教育施設の概要 8) 学習情報提供と学習相談の意義
図書館概論	2	図書館の意義、図書館の種類、図書館の機能・課題・動向、図書館政策、関係法規、図書館と類縁機関等との関係について解説する。 1) 図書館の意義(生涯学習と図書館、社会の変化と図書館を含む) 2) 図書館の種類 3) 図書館の機能と課題(館種別) 4) 図書館の動向(図書館の現状と歴史、情報技術の図書館への影響、外国の図書館事情を含む) 5) 図書館行政(図書館政策、図書館法、社会教育法、地方自治法、著作権法等を含む) 6) 他の図書館及び類縁機関等との関係(図書館相互協力・ネットワークを) 7) 図書館の自由、図書館関係団体等
図書館経営論	1	生涯学習社会における図書館という視点を重視して、図書館経営にかかわる組織、管理・運営、各種計画について解説する。 1) 図書館経営の在り方 2) 自治体行政と図書館(他部局等との関係を含む) 3) 図書館の組織と管理・運営 4) 図書館長・館員の責務及び養成・研修(ボランティアの養成・活用を含む) 5) 図書館サービス計画の意義と方法(各種調査、広報を含む) 6) 図書館の整備計画と施設、設備、備品 7) 図書館業務・サービスの評価 8) 情報ネットワーク形成の意義と方法(類縁機関等との連携を含む)
図書館サービス論	2	利用者と直接関わる図書館サービスの意義、特質、方法について解説するとともに各種サービスの特質を明らかにする。 1) 図書館サービスの意義と種類(貸出、読書案内、情報サービス、利用者援助、教育・文化活動など) 2) 利用者理解と利用対象別サービス(多文化サービスを含む) 3) 図書館サービスと著作権 4) 図書館サービスとボランティア 5) 図書館サービスの協力(他の図書館、関連機関との連携・協力等)

情報サービス概説	2	図書館における情報サービスの意義を明らかにし、レファレンスサービス、情報検索サービス等について総合的に解説する。 1) 情報サービス一般の広がり図書館が行う情報サービスの位置付け 2) 図書館における情報サービスの意義と種類(レファレンスサービス、レフェラルサービス、カレントアウェアネスサービス等) 3) 情報及び情報探索行動についての基本的理解 4) レファレンスプロセス(レファレンス質問の受付から回答まで、マニュアル検索とコンピュータ検索を含む) 5) 情報検索サービスの方法・プロセス・評価 6) 主要な参考図書、データベースの解説と評価 7) 参考図書及びその他の情報源の組織(二次資料の作成にも触れる) 8) 各種情報源の特質と利用法
レファレンスサービス演習	1	参考図書その他の情報源の利用や作成、レファレンス質問の回答処理の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。 1) レファレンスサービスの方法と実際 2) 参考図書評価の実際 3) レファレンスコレクション構築の実際 4) インフォメーションファイルの編成の実際 5) 二次資料作成の実際 6) レファレンスインタビュー・質問回答の実際
情報検索演	1	データベースの検索の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。 1) データベースの検索の実際(オンラインの他、オンディスクの演習も含む)
図書館資料論	2	図書館資料全般の特質を論じ、その出版と流通、選択、選書ツール、保存管理について解説する。新しいメディアの特質やその利用等についても触れる 1) 情報と資料、資料の種類とその特質(資料の歴史、一次・二次資料についても触れる) 2) 資料の出版と流通(外国事情にも触れる) 3) 蔵書構築の方針・評価(資料選択の基準を含む) 4) 選書ツールの利用法 5) 資料の受入・除籍・保存・管理(紙の劣化防止、共同保管等を含む) 6) 新しいメディアの収集、整理、利用等及び留意点
専門資料論	1	人文科学、社会科学、自然科学・技術の各分野における知識の構造と資料との関係についての理解を図るために、それぞれの分野の資料の特性とその分野を代表する資料について解説する。 1) 専門分野の特性 2) 主題文献の特性と種類 3) 主要な一次・二次資料
資料組織概説	2	資料組織の意義・目的と方法、図書館資料の組織化について解説し、併せてコンピュータ目録について言及する。 1) 書誌コントロール・資料組織の意義、資料組織と利用者 2) 目録の意義・機能・種別、目録規則の解説と適用(主題目録形成を含む) 3) 分類の意義、日本十進分類法(NDC)等の解説と適用 4) 件名標目表の解説と適用 5) コンピュータ目録の意義と構成、管理・運用(書誌ユーティリティの利用を) 6) 機械的処理の方法(情報処理機器の種類と概要を含む)
資料組織演	2	資料組織の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。 1) 目録記入・資料分類・件名目録作成の実際 2) 書誌ユーティリティ利用の実際 3) データの収集と編集、データの入力・加工
児童サービス論	1	児童を対象とする各種のサービス、児童室の運営、児童図書等について総合的に解説する。併せてヤングアダルトサービスについても解説する。 1) 児童サービスの意義及びその企画・立案 2) 児童室の運営 3) 集会・展示サービス 4) 児童サービスの実際と技術(ストーリーテリング、読み聞かせ、ブックトーク) 5) 児童図書の収集・整理、利用上の留意点 6) 児童資料の特色と主要な資料の解説 7) ヤングアダルトサービスの意義及びその企画・立案等 8) 学校図書館等との連携・協力
図書及び図書館史	1	図書の形態、印刷、普及、流通等に関し歴史的に概説し、併せて図書館の歴史的発展について解説する。
資料特論	1	郷土資料、行政資料、視聴覚資料などの各種資料の特質を論じ、その生産と流通、評価、選択・収集、利用等について解説する。
コミュニケーション論	1	インターパーソナルなコミュニケーションを中心に、現代におけるコミュニケーションの特性とその概要について解説する。
情報機器論	1	各種情報機器の機能、種類、利用等について解説する。
図書館特論	1	図書館における今日的な諸課題について取り上げ解説する。

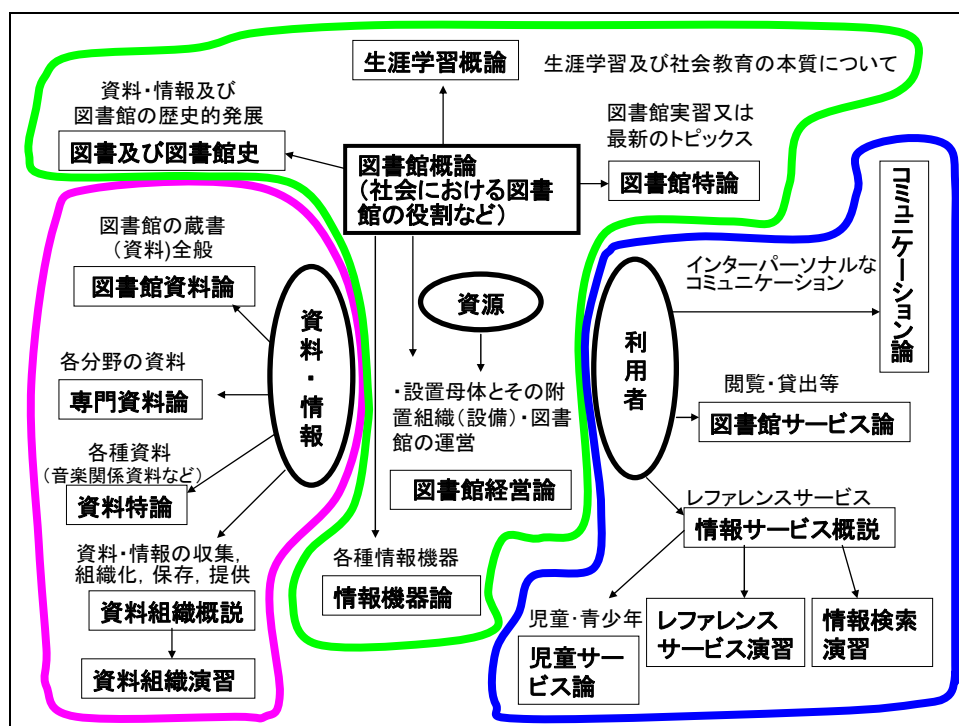


図1 司書養成科目間の構造化図(試案)

2.1.1 図書館に関する概説関係科目群

第一のカテゴリーは、図書館に関する概説関係科目群であり、「生涯学習概論」、「図書館概論」、「図書館経営論」が第一の柱をなしている。第一群の内、「生涯学習概論」は生涯学習社会と社会教育がキーワードであり、生涯学習の意義、生涯学習と学校教育、社会教育の関係、施策等が中心であり、図書館もその一つとしての把握が目的であったとした。この科目における「図書館」概念は、広く社会教育施設の一つとして扱われており、抽象的な存在として把握できよう。特に、大学における社会人学生の増加や大学の公開などの社会施策文脈や、学校図書館の地域開放などの社会施策の流れに照らす時には、ほとんどの図書館館種がこの抽象的図書館の概念に包含されていると考えても過言ではないであろう。

次の「図書館概論」は、社会における図書館の役割、位置、意義と機能を学習する

ものであり、社会における図書館関係の政策、法規などもこの科目の守備範囲とした。ここでの「図書館」概念は、表1の「内容」欄に「図書館行政(図書館施策、図書館法、社会教育法、地方自治法、著作権法等を含む)」とあるように、公共図書館を相当程度に意識したものである⁸⁾。他の館種の図書館も公共図書館との相互協力などの文脈において対象となっていると考えられる。

なお「図書及び図書館史」は「図書館概論」の発展的科目として位置づけた。また、「図書館特論」及び「情報機器論」は「図書館経営論」の発展科目として位置づけた。

最後の「図書館経営論」は、設置母体とその附置組織及び図書館の運営を扱う科目として把握できるが、「内容」において「自治体行政と図書館(他部局等との関係を含む)」とあるように、当該科目においては相当に「図書館像」は公共図書館に限定されていると考えられる。

以上をまとめると、本稿において図書館関係概論の3つの中心科目とした「生涯学習概論」、「図書館概論」、「図書館経営論」は、その「図書館像」をより抽象性から具象性—公共図書館へと対象を絞っていると考えられる。

2.1.2 資料・情報を対象とする科目群

第二カテゴリーは、資料・情報を取り扱う科目群であり、二つのサブカテゴリーに分けることができよう。第一サブカテゴリーは、「図書館資料論」を軸とする科目群である。資料・情報の種別、特徴、留意点やコレクション構築までをこの科目の守備範囲とした。ここでは「専門資料論」、「資料特論」は、「図書館資料論」の発展的科目として理解ができよう。

第二サブカテゴリーは、資料・情報の組織化関係科目であり、講義科目である「資料組織概説」と演習系科目である「資料組織演習」が対応している。いわゆる資料・情報の組織化、保存、提供である。ただし今日的には、(1)単独図書館の組織化、OPACのみならず各種の横断検索、総合目録、検索エンジンなども視野にいれる必要がある。(2)また、図書館のコレクションとしての媒体型資料のみならず、図書館でアクセス可能な電子ジャーナルや二次データベース、ネットワーク上の各種情報資源やメタデータなども守備範囲と考えられよう。

言い換えれば、図書館(群)のコレクションのみを対象として、あらかじめ目録規則等によって索引化された OPAC を検索するという仕組みから、膨大な情報のフラットな海であるインターネット情報資源を探索するという形へと利用者の情報探索行動の変化が背景にある。

2.1.3 人(利用者)に対する科目群

第三のカテゴリーは、人(利用者)に対す

る図書館サービスの科目群である。概論科目として「図書館サービス論」及び「情報サービス概説」があるが、「図書館サービス論」は図書館の貸出、読書案内、情報サービス、利用者援助、教育・文化活動などを対象とする図書館サービス全般を対象とする概論である。一方の「情報サービス概説」は、対応する演習科目として「レファレンスサービス演習」及び「情報検索演習」を持つことから、資料等による「レファレンスサービス演習」と情報等による「情報検索演習」を含んでいる。また、レフェラルサービスやe-レファレンス、レファレンス・データベース構築などもこれら科目のカテゴリーに入ろう。

なお、「児童サービス論」は、図書館の利用者を児童・青少年(ヤングアダルト)にセグメントした科目と考えられ、図書館サービス論の探求科目と把握したい。なお、こうした文脈では、対象者によってサービスのあり方を規定している「障害者サービス」、「多文化サービス」、「病院患者サービス」なども展開的科目として考えられよう。

3. 司書養成科目群の開講構造

第2章において、司書養成科目を大きく3つのカテゴリーに構造化し、個々のカテゴリーに属する科目群間の関係性を考察した。本章ではこうした構造化を受けて、これら司書養成科目群の開講構造を基礎科目、中核科目、探求科目、展開科目の4軸とのマトリックスにおいて、考察を進めたい。

なお、科目の年次配当については、当該教育機関の方針が個々にあることから、年次配当に関しては考察を省略した。

3.1 基礎科目群

基礎科目群は、司書養成科目群の基礎となる知識を学習、獲得する目的科目である。

本稿における構造化試案では、「生涯学習

概論」及び「図書館概論」が対応する科目である。「生涯学習概論」で生涯学習社会及び社会教育の本質について理解を図ると共に、社会教育の意義と社会教育の概要について学習を進める。「図書館概論」では、社会における図書館の役割及び関係する法や行政、図書館政策、図書館種別、図書館の機能・課題・動向等について概要を学ぶ。両科目を併せて、養成課程の基礎科目群としたい。

3.2 中核科目群

中核科目群は養成課程の中心をなす科目群であり、先の3つのカテゴリーの中心となる講義科目と演習科目により構成をする。

第一カテゴリー科目では、「図書館経営論」がこれに該当する。図書館の設置母体とその附置組織の関係、図書館の経営に関わる管理・運営、各種計画などを講義する。

第二カテゴリー科目では、講義科目では「図書館資料論」、「資料組織概説」が該当し、併せて演習科目である「資料組織演習」が対応する。「図書館資料論」は図書館が取り扱う資料・情報の種別、特徴、収集等を扱う科目である。また、「資料組織概説」は、図書館の取り扱う資料・情報の組織化について概要を学習する科目と位置づけたい。同「資料組織演習」はこの概説に対応する演習科目であり、今日ではコンピュータ目録、総合目録やメタデータ、検索エンジンなどが学習の対象となろう、

第三カテゴリー科目では、講義科目では「図書館サービス論」及び「情報サービス概説」を配置したい。「図書館サービス論」は、利用者と直接に関わる図書館サービスの意義、特質、方法などについて総合的な理解を得る科目である。また、「情報サービス概説」の演習科目として、主として資料のレファレンス演習である「レファレンスサービス演習」と情報のレファレンス演習

である「情報検索演習」が配置される。

3.3 探求科目群

探求科目群は、基礎科目群、中核科目群で学習した内容をさらに発展的に取り上げる科目群である。

第一カテゴリー科目では、基礎科目の「図書館概論」に対して「図書及び図書館史」、中核科目の「図書館経営論」に対して「情報機器論」をあげたい。今日の図書館経営において情報ネットワークと情報システムに対する理解と活用は欠かせない要素と考えるからである。

第二カテゴリー科目では、中核科目の「図書館資料論」には「専門資料論」が対応する。

第三カテゴリー科目では、中核科目の「情報サービス概説」に対して、「児童サービス論」が対応している。

3.4 展開科目群

展開科目群は、上記の基礎科目群、中核科目群、探求科目群においての学習を、補完的に展開学習する科目群と考えられる。

第一カテゴリー科目では、中核科目の「図書館概論」に対応させて、「図書館特論」が考えられる。小田らは、『LIPER 報告書』において、次のように「図書館特論」枠の活用と単位増を提案している 9)。

具体的には、選択科目の一つである「図書館特論」は、そのときどきで必要性の高い内容を柔軟に扱えるよう設けられているものである。(中略)あるいは、図書館法施行規則において1単位と定められている科目を、大学の裁量で2単位科目として開講しているような場合においては、いわば1単位分の「自由度」がそもそも存在するわけであるから、その範囲で「新しい内容」や「重要な内容」などを取り上げることもできよう。

「図書館特論」においては、図書館現場での実習（インターンシップ）を導入する方法もあろうし、また、時代の「トピックス」を講義、調査、議論する方法も考えられる。基本的には、「図書館特論」は当該の養成課程が教育において何に力点をおこうとするかのポリシー科目ではなかろうか。

第二カテゴリー科目では、「資料特論」を考えたい。探求科目群の「専門資料論」では、いわゆる人文科学、社会科学、自然科学の3分野の個々の分野資料の生産、流通、消費サイクルや資料に内在する特色などが主なテーマと考えられる。一方、「資料特論」においては、例えば、法律、ビジネスなど

特定主題に深く分け入ったり、インターネット情報資源の特徴とその保存(デジタル・アーカイブ)や酸性紙問題と保存といったり特定トピックスを対象とすることも可能である。

第三カテゴリー科目では、「コミュニケーション論」があげられる。「コミュニケーション論」では、コミュニケーションの歴史というような静的歴史ではなく、利用者とのコミュニケーションを行う力を獲得していく基礎力に資する科目として現代化していきたい。

以上を、まとめたものが、表2である。

表2 科目群のカテゴリーと科目構造

カテゴリー 科目群	第一カテゴリー科目群 (図書館冠する概説関係科目群)	第二カテゴリー科目群 (資料・情報を対象とする科目群)	第三カテゴリー科目群 (人(利用者)に対する科目群)
基礎科目群	・生涯学習概論 ・図書館概論		
中核科目群	・図書館経営論	・図書館資料論 ・資料組織概説 ・資料組織演習	・図書館サービス論 ・情報サービス 概説 ・レファレンスサービス演習 ・情報検索演習
探求科目群	・図書及び図書館史 ・情報機器論	・専門資料論	・児童サービス論
展開科目群	・図書館特論	・資料特論	・コミュニケーション論

4. さいごに

以上、現行の司書養成科目を、大きく3つのカテゴリーに分けてその構造的な関係性を考察すると共に、それら科目群を基礎科目、中核科目、探求科目、展開科目の4軸とのマトリックスにおいて把握した。個々の養成課程では、必ずしもこれらの内、選択科目群をすべて開講しているわけではない。実際の時間割への落とし込みは、個々の養成課程における相違工夫と担当者識見に多くが委ねられている。

開講するA大学のカリキュラム開発と並行して、平成19年度科学技術補助金(基盤研究(A))(研究代表者: 根本彰 東京大学教育学研究科教授)の研究の一環として検討したものである。新年度よりの授業実態とその自己評価の中で、不断の見直しを続けていきたいと考える。

本稿は、2007年度から司書課程を新規に

注

1)文部省生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会は、『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について』を1996年4月24日に上梓している。この中で、司書、司書補については、図書館法施行規則に規定している司書(補)講習科目—いわゆる省令科目の変更答申である。

この文部省令第27号に対応して、「司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格を定める告示の公示等について」という通知も出されている。

2)新施行規則の適用は、原則として平成9年度からであった。ただし、移行措置として旧規則下での取得科目は、「施行の日から起算して三年間は(中略)相当する科目の単位の(中略)取得したものとみなす」があり、講習実施機関は平成10年度内までに対応を迫られた。

3) 図書館法第5条2項:大学を卒業したもので大学において図書館に関する科目を履修したもの

4)根本彰「日本の図書館員養成とLIPERの新しい課題:『図書館雑誌』98(12), 2004.12, pp.895-897.

5) 三輪「ほか」「大学における司書・司書教諭教育の実態」『情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究』(以下、『LIPER報告』)平成15

年度～平成17年度科学研究費補助金(基盤研究(A))研究成果報告書、研究代表者上田修一、平成18年3月, p.66.

なお『LIPER報告』では、「大学の種別にみた司書資格必須単位数として、4年生総合大学、4年生単科大学、短期大学、通信制の区分で詳しく報告があるが、引用は全体部分を行った。

また同研究における「図書館情報学教育についての共通認識」は、同報告書のpp.2-3に6点に分けて、「調査結果の考察と提言」はpp.6-7にダイジェストが示されている。併せて参照されたい。

6) 根本彰「2005年度全国図書館大会LIPERプロジェクトの概要と今後の方向づけ「配布資料」『LIPER報告』p.51.

7)個々には取り上げないが、実態として司書養成関係の各社テキストを見ると、科目間の教育内容の重複が散見されるし、こうしたテキストを使用した授業等における実態も推測が可能である。

8)図書館法は、その第2条において公立図書館を定義しているが、昨今のPFIや指定管理者制度などの導入の実態に鑑みて、本稿では「公共図書館」という一般用語を使用した。

9)「III 公共図書館班 C 図書館情報学教育の改善に向けて」『LIPER報告』p.10-11.